

こども施策に関する実態調査事業委託業務

公募要領

1 事業名

こども施策に関する実態調査事業委託業務

2 事業の目的

徳島県におけるこども施策の推進に当たっての課題や施策の方向性を検討するため、地域の実情や少子化に関する県民の意識、こどもと保護者の生活状況を把握する実態調査を行う。

については、豊富な経験と高度な専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施し、その選定結果により委託する団体を決定する。

3 事業の内容

本事業の業務を受託した者は、以下の内容について実施するものとする。

(1) こども施策に関する実態調査の実施

ア 設問項目の設定

- ①少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

- ・ こども大綱に関する今後の国の審議状況も踏まえ、調査の目的に合致する設問案を提示すること。なお、実施団体が業務を実施するに当たっては、県こどもまんなか政策課と十分に協議し、内容を決定すること。
- ・ ①の設問項目のうち、結婚に関する調査項目については、徳島県が実施した前回調査（平成29年度実施）の調査項目の一部を継承しながら、前回の調査結果との比較分析を行うこと。
- ・ ②の設問項目については、内閣府が実施した「令和2年度 子供の生活状況調査」の調査項目の一部を継承しながら、国の調査結果との比較分析を行うこと。
- ・ ①については調査票及び往信・返信用封筒を印刷すること。
- ・ ②については調査票を印刷すること。

イ 調査対象者への調査票の郵送・回収

- ・ 調査対象者及び設問数

① 上記(1)ア①に該当するもの

徳島県内在住の独身者（18歳～49歳の男女）及び

徳島県内在住の夫婦（妻の年齢が49歳以下の夫婦）

合計1,500人（組）、対象者の属性に応じて各30問程度

② 上記（１）ア②に該当するもの

徳島県内在住の小学５年生及び保護者 ６００世帯、３０問程度

徳島県内在住の中学２年生及び保護者 ６００世帯、３０問程度

・対象者抽出及び送付・回収

上記①については実施団体で抽出し、実施団体において送付、回収する。

上記②については徳島県で抽出し、実施団体において送付、徳島県が回収する。

また、回収率向上のための方策を適宜検討し、提案すること。

（２）調査票の集計・分析

ア 回収したデータ（調査票）の集計

（中間報告として１月１５日までに報告）

イ 調査結果の分析

（３）報告書の作成

<報告書に盛り込む内容>

次の項目について、アンケート結果に基づき分析すること。

- ・こども大綱を踏まえたこども施策に関する課題抽出と有効な政策提言について
- ・全国の状況との比較分析による徳島県の地域性や課題について
- ・過去の調査結果との比較分析による結婚に関する意識等の変化について
- ・その他、専門性を活かした分析等について

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
- （３）次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第１７４条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第１９９条第１項若しくは第２項又は第２００条第１項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第３条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。

5 企画提案参加の手続き等

(1) 提出場所、問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県未来創生文化部こども未来局こどもまんなか政策課こども企画担当
電 話：088-621-2551
ファクシミリ：088-621-2843
E-mail：kodomomannakaseisakuka@pref.tokushima.jp

(2) 企画提案参加申込書等の提出方法

- ① 用紙サイズはA4版とする。
- ② 提出書類
ア 企画提案参加申込書(様式1)
イ 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)
- ③ 提出方法
1部を持参又は郵送（電子メール可）する。
- ④ 提出期限
令和5年9月7日（木）午後5時必着

(3) 質問受付

- ① 質問内容
原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。
- ② 質問方法
質問書（様式5）により行うものとし、上記「(1) 提出場所、問合せ先」のメールアドレス宛てに、質問書を送付すること。なお、電子メール送信後には、電話にて着信の確認を行うこと。
- ③ 質問受付期間
令和5年9月4日（月）まで
- ④ 質問に対する回答
質問者に、電子メールにより令和5年9月6日（水）までに回答するとともに、徳島県のホームページ（<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>）に回答を掲載する。

(4) 企画提案書等の提出方法

- ① 用紙サイズはA4版とする。
- ② 提出書類
ア 企画提案書かがみ文（様式3）、企画提案書（様式4）
イ 履歴事項全部証明書
（提出日において発行日から30日以内のもの。写しでも可）

- ③ 提出方法
各7部を持参又は郵送する。
- ④ 提出期限
令和5年9月22日（金）午後5時必着

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

6 事業規模（予算）

事業規模：2,100千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）
備品購入は不可であり、原則、リース対応とすること。

7 選定方法等

- (1) 県は、企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) 選定委員会は、企画提案書の内容について審査し、順位を決定するものとする。
- (3) 選定委員会は4名で構成するものとする。
- (4) 選定に当たっては、企画提案書の内容についての書面審査を実施する。
- (5) 審査の観点
 - ① 事業目的、事業内容を十分理解した実施計画となっていること。
 - ② 事業推進の方法、内容等が具体性、専門性、実現性に優れていること。
 - ③ 国の政策動向等を理解し、効果的な課題、データ分析が期待できること。
 - ④ 事業を適切に遂行できる実施体制となっていること。
 - ⑤ 事業を適切に遂行するための知識及び経験を有していること。
 - ⑥ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。
- (6) 選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8 公募型プロポーザル参加資格確認書の提出

- (1) 本公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、企画提案参加申込書(様式1)提出時に、公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)を提出しなければならない。
- (2) 前項の参加資格確認書を提出せず、又は虚偽の記載をし、若しくは確認書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

9 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

10 スケジュール

- (1) 公募開始
令和5年8月28日(月)
- (2) 参加申込書、企画提案書等提出期限
参加申込書 令和5年9月7日(木)午後5時まで
企画提案書等 令和5年9月22日(金)午後5時まで
- (3) 審査(書面審査)
令和5年9月下旬
- (4) 選定結果の通知・契約の締結
選定後、速やかに選定結果を通知し、契約締結の協議を行う。
- (5) 留意事項
契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。

11 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業公募要領、委託要項、委託契約書、徳島県契約事務規則、その他別に定める規程等を遵守すること。
- (2) 最優秀提案者が、提案した日から本契約締結までの期間内に「徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置」を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同要綱に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を解除する。